

# 第3 国の方針編

## 米政策改革の推進

米政策改革は、需給・価格情報等を踏まえ、農業者や産地が、主体的な判断により、需要に即応した米づくりの推進を通じ、平成22年度までに「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指している。

また、18年度に移行への条件整備等の状況を検証した上で、19年産から、農業者・農業者団体が地域の販売戦略に基づき、主体的経営判断により需要に応じた生産に取り組む「農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム」(以下「新システム」という。)への移行を目指しているところである。

今後は、水田における品目横断的経営安定対策の導入とも併せ、18年度に移行への条件整備等の状況を検証した上で、新システムへの移行が円滑に行えるよう、引き続き、農業者団体と連携の上、生産現場での推進を強力に進めることとする。

### 1 米政策改革推進対策

#### (1) 当面の需給調整システム

16年度からの当面の需給調整については、

国は、食料・農業・農村政策審議会の助言を得て、透明な手続きの下に、需給情報の策定・公表

生産目標数量は、客観的な需要予測を基礎に設定する。その際、豊作分については、翌年の生産目標数量から減少させることを基本とし、集荷円滑化対策による過剰処理分を補正する。生産目標数量は、行政及び農業者団体の両ルートから配分

農業者に対しては、併せて作付目標面積を配分し、確認は面積により行う。この場合、面積に換算する際の単収については、地域ごとの実態を反映しつつ、統計上の平年単収と整合するように設定

豊作による過剰米については、集荷円滑化対策により、短期融資の仕組みを活用して区分出荷を促し、農業者団体による主体的な販売環境整備を行いつつ、融資の返済が米の引き渡しでなされた場合は、その需要開拓に対する結びつけを行うこととしている。

#### (2) 18年産米の生産目標数量

18年産米の全国の生産目標数量については、17/18、18/19年の需要見通し及び17年産米の作柄の状況等を勘案し825万トンと設定した。

また、18年産米の都道府県別の生産目標数量については、米政策改革大綱の基本的考え方方に即し、客観的な需要予測を基礎に、需要に応じた生産を促進する手法で策定することとし、「食料・農業・農村政策審議会」の意見を聴いて、本基本指針において決定した。

具体的には、19年産からの新システムへの移行を目指していることも踏まえ、需要実績を基礎とした需要動向が反映されたものとなるよう、需要見通しのウエイトを9割とした。また、新システムへの円滑な移行の観点から、残りの1割において、3要素（16年産米の政府買入数量、16年産米の生産調整の取組状況、17年産米の生産目標数量の配分実績）を勘案（3要素の数量を都道府県ごとに加除した数量で補正係数（シェア）を算定し、このシェアで需要見通しのウエイト9割の残りの1割の数量を按分）することとした。

また、都道府県ごとの需要見通しの算定に当たっては、6年間のデータが使用可能である中で、異常値の排除や激変緩和にも配慮して、過去の需要実績の6中4で計算することとした。

更に、17年産米の豊作による過剰分で区分出荷が行われない分及び配分単収以外の要因による過剰生産分については、個別

の産地の需要見通しを超える分として、それぞれ該当する都道府県の生産目標数量から削減することとした。

### (3) 平成19年度からの国の支援策の大枠

米政策改革を推進するための対策については、「経営所得安定対策等大綱（平成17年10月27日決定）」において、水田において米を含めた品目横断的経営安定対策が導入されることに伴い、また、平成19年産から新たな需給調整システムへの移行を目指すことをも踏まえ、需要に応じた生産を促進し、水田農業の構造改革を進める観点から、見直し、再編整理を行う。

具体的には、地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らが作成する計画に基づいて実施する取組を支援する産地づくり対策について、地域の創意工夫をさらに進める方向で所要の措置を講ずることとし、

産地づくり対策については、地域の実情を踏まえ見直し、高度化された地域水田農業ビジョンの実現に向けて活用されること及び需要に応じた生産を的確に実施することをその交付要件とした上で、最近の米・麦・大豆・飼料作物をめぐる状況、現行対策の実施状況などを踏まえた見直しを行う。

なお、産地づくり交付金の都道府県配分については、より効果的な活用を促進する観点から、現行対策期間中の麦・大豆・飼料作物の作付状況、需給調整の実施状況、担い手の育成・確保状況及び直近の米の需要見通しなどを踏まえて行う。

稻作所得基盤確保対策の需要に応じた米の生産を支援する機能は、産地づくり対策と一体化し、新たな産地づくり対策の中のメニューとして、米の産地銘柄ごとの需要に応じた生産を誘導しつつ、担い手への集積を促進するため、当面の措置として、都道府県の設計により、米の価格下落等の影響を緩和するための対策（品目横断的経営安定対策の加入者は対

象から除く）を行えるよう措置する。

また、集荷円滑化対策については、その実効性を確保し、実施する。

なお、このような措置に伴い、担い手経営安定対策及び稻作所得基盤確保対策については、機能の重複の整理及び構造改革の促進の観点から、品目横断的経営安定対策の導入に併せ廃止する。

### (4) 新たな需給調整システム

米の需給調整については、水田における品目横断的経営安定対策の導入とも併せ、19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することを目指すこととするが、この新システムは、米政策改革推進のための対策等を活用しつつ、農業者・農業者団体が国・都道府県等から提供される需給に関する情報や市場のシグナルを基に、自らの販売戦略に即して、生産を実行していくシステムとする。

具体的には、

国をはじめ、行政による生産目標数量の配分は行わないが、国による需要見通し等の需給に関する情報提供に基づき、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施

J A等の生産調整方針作成者（方針作成者）がシステムの中核となり、地域協議会等から提供される情報等を基にJ A等の方針作成者自らの生産目標数量を決定するとともに、当該J A等の生産調整方針に参加する農業者に対し、生産目標数量を配分

地域協議会は、行政、関係機関及びJ A等の方針作成者の実効ある形での参画の下、方針作成者の調整、配分の一般ルールの設定等により方針作成者の主体的な需給調整を支援し、地域全体の調整機関としての役割

なお、新システムへの移行の判断は、移行の条件整備等の状況を検証の上、18年度に行うこととする。

## 2 現行の米政策改革推進のための対策

### (1) 集荷円滑化対策

本年のように米が豊作になった場合には、集荷円滑化対策の仕組みを活用し、需要以上の米が市場に出回らないように区分出荷・保管を行うことが、需給の安定のために必要、かつ、不可欠である。このため、集荷円滑化対策が円滑かつ適確に実施されるよう、

全国的な作柄の動向等の情報を発信するため、(社)米穀安定供給確保支援機構において隨時、作柄情報交換会を開催

昨年12月に「集荷円滑化対策の手引き」を作成し、これを活用した本対策の加入促進

3月には、「平成17年度版集荷円滑化対策事前対応マニュアル(契約方針作成者用)」を作成・配布し、17年産米が豊作になった場合における対策の実効性の確保

9月には、総合食料局長通知を発出し、発動に備えた準備の徹底について、生産出荷団体等に対し改めて指導等の取組を、農業者等への一層の周知活動と本対策の実効性の確保に向けた取組として、生産出荷団体と連携して行っているところである。

### (2) 稲作所得基盤確保対策

稲作所得基盤確保対策は、生産者の拠出と国の交付金により造成した資金を用いて米価下落の一定部分を補てんするものであり、生産調整のメリット対策として実施されている。

17年産の稲作所得基盤確保対策の加入状況(当初加入契約ベース)については、全国で加入契約者数約97万人、加入契約数量

約408万トンとなっており、ほぼ昨年と同水準の加入となっている。

### (3) 担い手経営安定対策

担い手経営安定対策は、一定要件を満たす担い手を対象に、「稻作所得基盤確保対策」に上乗せして稻作収入の安定を図るものである。

17年産米の担い手経営安定対策の加入状況については、全国で加入件数約3万2千件、加入面積約18万3千haとなっており、このうち約5千件、約2万2千haが新規加入となっている。

### (4) 産地づくり対策

17年度においては、市町村段階の2,227の地域水田農業推進協議会において地域水田農業ビジョンが策定されている(市町村合併等により協議会の範囲が変更されたため、16年度に比べて263減少)。

農林水産省では、これまで、各地域における水田農業ビジョンやこれに基づく取組をより高度なものとするため、地域におけるビジョンの取組状況の点検・見直しを積極的に促進し、

地域ごと・銘柄ごとの作柄、品質の違いを踏まえた販売戦略の構築

ビジョンに位置付けられた「担い手」の認定農業者への誘導

ビジョンの実現に向けた産地づくり交付金の効果的活用が行われるよう、農業団体とも連携して助言・指導を行ってきたところである。

このような中、地域においては、自律的で創意工夫のあふれた取組が拡大しているところであり、対策の最終年度となる18年度に向けて、担い手の育成・確保に向けた全国運動や農業団

体のビジョンの実践強化運動（ビジョン大賞等）とも連携しつつ、地域の実情を踏まえたビジョンの見直しが行われるよう一層の助言・指導に努めていくこととする。

#### （5）消費拡大対策

食料自給率向上協議会が本年5月に策定した「平成17年度食料自給率向上に向けた行動計画」に即した着実な工程管理の下、「食事バランスガイド」の普及・活用等食育の取組に連動して、

若年層の朝食欠食の改善

中高年層の生活習慣病予防

等、テーマ・対象を明確化したごはん食普及の取組を推進する。

また、米飯学校給食については、実施回数が少ない地域における米飯給食推進フォーラム等の開催等、重点的な普及促進を通じ、より一層の普及・定着を図ることとする。

このほか、消費者の簡便化志向や健康志向に対応した新たな米加工品の開発・普及や、米粉パン等の米の粉体利用を促進することとする。

#### （6）輸出促進対策

世界的な日本食ブームやアジア諸国の経済発展を好機ととらえ、米を始めとする我が国の高品質な農産物の特性を活かした輸出の本格化に向けた農業者・農業者団体等による取組を促進することとする。

さらに、輸出国先の検疫・通関制度などにより輸出阻害要因となっているものについては、政府として相手国に対し必要な改善を要請・折衝することとする。

また、官民一体となった米を含めた農産物の輸出促進をより一層推進するため、17年4月、関係府省、地方公共団体、関係団体等幅広い関係者で構成する「農林水産物等輸出促進全国協

議会」を設立したところである。

#### （7）米穀安定供給支援対策

計画的な米の流通を支援するために、生産量が多く、かつ、消費地へ販売されている米について、安定的な長期契約や計画的なコメ価格センターへの上場等に対して、事業実施主体による適正な実行体制を確保しつつ、金利・保管料の助成を行うこととする。

#### 3 米穀機構における取組

（社）米穀安定供給確保支援機構（米穀機構）においては、米穀の安定供給の確保を支援するため、各種の事業に取り組んでいるところであり、

集荷円滑化対策事業については、17年産米は豊作による過剰米の発生が予想されたことから、その対応が各地域において適正な判断の下に行われるよう、「集荷円滑化のための作柄情報交換会」を10月末までに6回開催し、作柄に関する情報、集荷円滑化対策の推進に必要な情報を都道府県段階を通じ地域へ発信

17年度の情報提供事業については、需要に応じた売れる米づくりを推進する観点から、情報提供の重要性を踏まえ、「情報提供委員会」を11月までに4回開催し、また、米穀機構のホームページ「米ネット（<http://www.komenet.jp>）」では、生産から流通・消費にわたる最新の統計データ等の情報提供

信用保証事業については、会員（米穀販売事業者）の経営状況の調査・分析

等を実施している。

農林水産省としては、米穀機構がその目的を達成できるよう、引き続き指導していくこととする。

#### 4 適正な指標価格の形成

(財)全国米穀取引・価格形成センター(コメ価格センター)における16年産米の基本取引では、上場数量の減少や落札率の低下などの課題が浮上し、また、本年4月には15年産米取引における架空取引疑惑が発覚した。こうしたことを受け、コメ価格センターでは実務者ワーキンググループ及び運営委員会による検討を行い、上場数量の拡大、監視機能の強化等の取引ルールの見直しを行った。17年産米の基本取引は、この新しいルールの下で実施されており、17年10月までに5回実施されている(19ページ参照)。

農林水産省としては、コメ価格センターが多様化する取引の実態に即し、その機能の充実を図りつつ、需給実勢や品質評価をより的確に反映した適正な価格形成のための中心的な取引・価格形成の場としての役割を担っていくよう、引き続き指導していくこととする。

#### 米の安定供給に向けた取組

##### 1 平成17年産米の作柄を踏まえた安定供給確保のための取組

###### (1) 備蓄の現状

政府備蓄米の在庫量は、16年6月末において60万トンとなっていたが、その後の入札による16年産米の37万トンの買入れ及び5万トンの販売(9~14年産)等により、17年6月末現在では84万トンとなっている。

###### (2) 安定供給の確保に関する事項

17年産米については、全国の作況が3年ぶりに平年ベースを上回る101となり、10月15日現在の水稻の予想収穫量は906万トンとなっている。このうち加工用米に仕向けられると見込まれる13万トンを差し引いた893万トンが主食用等に仕向けられることとなり、17/18年の需要見通し853万トンに対して40万トンの

生産過剰が生ずると見込まれる。

しかしながら、

豊作による過剰9万トン程度については、今年始めて実施される集荷円滑化対策の発動地域において、これまで準備を進めてきたとおり的確に区分出荷が行われれば、8万トン程度が区分出荷される見込であること

本年6月末現在の民間流通米の在庫数量が前年より38万トン減少し、新米への引き合いが停滞した昨年とは異なる状況にあると考えられること

政府備蓄水準と年産構成の適正化の観点から、17年産米について、政府米40万トンの買入れを年内に開始すること(販売は10万トンを予定)

から、17/18年については、需給は概ね均衡し得ると見込まれる。

また、これを踏まえた18年6月末在庫は民間流通米と政府米を合わせた全体で268万トンが見込まれることから、当面、安定供給に支障はないものと考えている。

###### 2 備蓄運営の基本方針

17年産米の買入れについては40万トンとし、必要な事務手続きが完了次第、開始することとしている。

販売については、年産構成の適正化の観点から、引き続き原則として年産の古いものから販売していくこととしている。

なお、回転備蓄の適正かつ円滑な運営を図る観点から、17年7月から18年6月の間の政府米の売買については需給見通しに即して行うとともに、実際の販売数量が計画を下回ることが見込まれた場合、計画と販売見込数量との差について、その相当数量を17年産米の政府買入数量から減じることとする。

また、9年産米等の長期保管されている米のうち、品質劣化

等により主食用に適さないと判断されたものについては、消費者の政府備蓄米に対する安心の確保の観点から、引き続き主食用以外の用途（飼料用等）に仕向けることとし、その需要実態を踏まえつつ順次実施することとする。

#### 米穀の輸入数量及びその種類別数量に関する事項

平成17会計年度については、17年3月に策定・公表した、「基本指針」に基づき以下のとおりとすることとする。

##### 1 輸入数量

17会計年度の輸入数量については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではアクセス数量は12年度の水準が維持されることから、16会計年度と同水準の77万玄米トンとすることとする。

SBS輸入については、年4回程度入札を行い、予定数量を10万トンとすることとする。

##### 2 国別・種類別輸入方針

16会計年度には、ミニマム・アクセス数量の枠内で国内需給の状況を見極め弾力的な輸入を行ってきたが、17会計年度においても、引き続き、国内の需要動向を踏まえ、通年安定的な販売が可能となるよう配慮しつつ、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に輸入を実施することとする。